

◎ 平成 28 年版テキスト正誤表

頁	行	誤	正
4 章 167	事例 1 下から 1 行目	クレーン等安全規則第 66 条 (過負荷の制限)	クレーン等安全規則第 <u>69 条</u> (過負荷の制限)
4 章 176	下から 15 行目	(6)注文者の講ずべき措置(案衛法第 31 条、第 31 条の 3、第 31 条の 4	(6)注文者の講ずべき措置(案衛法第 31 条、 <u>第 31 条の 2~4</u>
4 章 178	表 4.2-2 下から 5 行目	計画届出義務違反 (第 88 条第 1 項~第 5 項)	計画届出義務違反 (第 88 条第 1 項~ <u>第 4 項</u>)
4 章 182	表 上から 4 段目	基礎工事用機械で次走できるもの以外のものの運転	基礎工事用機械で <u>自走</u> できるもの以外のものの運転
4 章 183	表 上から 7 段目根拠法令	石則 27 則 37、38	石則 27 <u>則 36</u>
4 章 191	表 各段の根拠法令	法 88 第 2 項、第 5 項 法 88 第 3 項、第 5 項 法 88 第 4 項、第 5 項	法 88 <u>第 1 項、第 4 項</u> 法 88 <u>第 2 項、第 4 項</u> 法 88 <u>第 3 項、第 4 項</u>
5 章 244	下から 3 行目	なお、「地下水基準」は地下水の水質汚濁に係る環境基準(環境基本法第 16 条)である。	なお、「地下水基準」は <u>土壌汚染対策法施行規則第 7 条第 1 項及び別表第 1 の地下水の水質汚濁に係る基準</u> である。
6 章 429	図 6.7-4 B	 <p style="text-align: center;">B</p>	 <p style="text-align: center;">B</p>